

腐り切った組織の実態を継続してウォッチする 第六十二弾

神社本庁再生への道—その二十五

神社本庁存立の基を否定した東京地裁判決に狂喜する
崩壊寸前の田中執行部—正常化陣営は、神社本庁
再生の理念を堂々と掲げよ(前)

藤原登(フリーライター)

昨年十二月二十二日に下された神社本庁の総長の地位を巡る東京地裁判決には心底驚いた。神社本庁の庁規は、「総長は、役員会の議を経て、理事のうちから総長が指名する」と定めている。裁判の争点は、その解釈であったが、東京地裁は被告神社本庁側が主張する「議を経て」とは「議決を前提としている」との主張を採用し、芦原理事は総長から総長の指名を受けたものの、役員会の議決がないので指名は有効でなく、田中前総長が代表役員である総長の地位に「なほ在任」としてしていると判断したのだ。

確かに民主的であることが何よりも評価される今日、なぜ神社本庁では、法人の代表役員である総長の選出に、役員会の議決よりも総長の指名が優先されるのか、疑問に思う読者もいることだろう。筆者自身も、神社本庁という組織の性格や宗教法人法を知らなければ、同じ疑問を持つたに違いない。これを理解するには、宗教団体と宗教法人の相違を踏まえないければならぬので、そこから解説しよう。

芦原理事は直ちに控訴したが、神社本庁の田中一派はこの判決がよほど嬉しいらしく、判決当日は記者会見まで実施し、年が明けると役員名簿すら開示していない公式ホームページに判決の全文まで掲載した。これ

を機に、役員多数決という民主的手段による総長選出の正当性をアピールし、「反田中勢力」の動きを押さえ、劣勢を一気に挽回したいと目論んだのだらう。

第一条 この法律は、宗教団体
が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする。
2 憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない。従つてこの法律のいかなる規定も個人、集団又は団体が、その保障された自由に基づいて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない。

第一条 この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体を用いる。
一 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体
二 前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体
第四条 宗教団体は、この法律により、法人となることができ

2 この法律において「宗教法人」とは、この法律により法人となつた宗教団体をいう。
つまり宗教法人とは、宗教法人法によって法人格を得た宗教団体を指す。この違いを神社本庁に当てはめると、「総長」は、「宗教法人神社本庁」の代表役員であり、「総長」は、宗教団体としての神社本庁の代表者である。しかし、総長の役割は法人運営だけではない。団体を代表する総長も、法的責任を負わないとは言え、法人運営とは無関係では、組織としての一体性を保持できない。つまり総長の

選出には、法律上の代表役員の命を受け、その補佐をする役員者の選出という、二重の意味があるのだ。もし、双方の選出方法が異なり別々の人間が選出されれば、法人運営と宗教団体としての活動が調和せず、組織として立ち行かなくなる。故に、神社本庁の宗教法人法による規則である「庁規」も、宗教団体としての役員規程である「神社本庁役員その他の機関に関する規程」も、総長の選出について、「総長は、役員会の議を経て、理事のうちから総長が指名する」と、同文で規定している。そして裁判では、「役員会の議を経て」の解釈が争点となつたが、総長が総長を指名する権限を有していることに、神社本庁の本質があるのだ。解説を続けよう。

「神社本庁憲章」に触れない宗教否定の東京地裁判決
宗教法人法は、教祖がおらず
昭和五二年、専門学校卒業後、広告代理店勤務の傍ら、独学で歴史、宗教、哲学を学ぶ。現在は同人誌を中心に寄稿している。

藤原 登(ふじわら のぼる)